

新たな福島市行政改革大綱の策定に関する提言

—市民の「しあわせ」のための協働による行政改革—

平成22年8月26日

福島市行政改革推進委員会

福島市行政改革推進委員会委員（第7期）

[委員長]

高野行雄

[委員長職務代理者]

牧田実

[委員]

中村善一

安齋鐵夫

出雲篤子

北村士郎

追分富子

高橋美奈子

林由美子

林彪

小川静子（故人）

はじめに～提言にあたって	1
第1 新たな行政改革の必要性	2
1. これまでの取組み	2
2. 現状と課題	3
3. 行政改革の必要性について	3
(1) 社会の大きな変化への対応	3
(2) 分権型社会と地方自治の変化への対応	4
(3) 新庁舎完成に合わせた行政能力と市民の利便性の向上	4
4. 行政改革の強化について	4
第2 行政改革の基本的な考え方	5
1. 行政改革の進め方	5
(1) 総合計画と新たな行政改革大綱との関係の明確化	5
(2) 推進期間	5
2. 行政改革大綱2006における基本方針「市民価値の最大化」の抜本的な見直し	5
3. 行政改革の考え方	5
(1) 行政改革の基本理念について	5
(2) まちづくりの基本的な考え方と行政改革について	6
(3) 行政改革の基本方針について	6
第3 行政改革の基本的な取り組み事項	7
1. 市民との協働により取り組む行政運営	7
(1) 情報の公開	7
(2) 市民との協働の推進	7
(3) 外部委託の推進	7
2. 市民目線に立った行政運営	8
(1) 行政機構の構築と見直し	8
(2) 職員の育成と意識改革	9
(3) ITの有効活用	9
3. 簡素で効率的な行政運営	9
(1) 行政評価の導入、活用と事務事業の見直し	9
(2) 定員管理・給与の適正化	10
(3) 財務・会計制度の整備と改善	10
4. 健全で効率的な財政運営	10
(1) 収入・支出の見直し	10
(2) 出資法人の見直し	11
第4 行政改革の推進方策と役割	12
1. 行政の役割	12
2. 議会との関係	12
3. 市民との協働による行政改革	12
第5 行政改革の推進体制	13
1. 全庁的な行政改革の推進	13
(1) 法令遵守を徹底した行政運営の推進	13
(2) 行政経営と行政改革に対応した体制の推進	13
2. 外部からの評価と監視	13
3. 行政改革大綱の進行管理と進捗状況の公表	13
4. 行政改革大綱の見直し	14
おわりに～行政改革の推進に向けて	15
用語の説明	16
福島市行政改革推進委員会（第7期）の経過	17

はじめに～提言にあたって

福島市行政改革推進委員会は、平成6年10月に自治省が示した「地方公共団体における行政改革推進のための指針」に基づき、「福島市行財政見直し本部(※1) (本部長：市長)」に対して、新規策定する行政改革大綱に関する住民代表からの提言を行うとともに、同大綱の進行管理を担う組織として、それまでの「福島市行政改革懇談会」に代わり、平成7年4月に設置されました。

以来、「行財政運営の見直しに関する基本的事項について協議し、市長に提言を行う」ことを所掌事項として活動を行っております。

これまでの本市における行政改革の取組みは、基本的に、地方自治法で定められている「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを国から示された指針などに基づいて行われてきました。

しかしながら、福島市総合計画基本構想（以下「総合計画基本構想」という。）で述べているような人口減少社会の到来と少子高齢化の進展、経済のグローバル化(※2)、分権型社会への移行などという時代の潮流の中において、今、新たな視点による行政改革が求められています。

本市では、平成23年度からを計画期間とする新たな福島市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定中です。総合計画は、本市のまちづくりに関する最上位の計画であり、行政改革は、総合計画との整合性をはかりながら、その将来都市像や施策を実現するための手段として、時代の潮流に合わせて機能することが重要です。

第7期目にあたる当委員会では、以上の観点から今後の行政改革のあるべき方向性について協議を進めてまいりました。

今回、これまでの協議の結果を踏まえ、今後の行政改革を推進するための提言を取りまとめました。

以下、その内容につきまして報告いたします。

第 1 新たな行政改革の必要性

1. これまでの取組み

本市は、昭和 56 年から行財政の見直しに取り組み、昭和 61 年 6 月に行政改革大綱を策定して以来、数次にわたり策定、改訂を重ね、平成 17 年度には行政改革大綱の行動計画として集中改革プランを策定して行政改革に取り組んできました。

福島市行政改革大綱の策定経過等と背景（国の方針・指針等）

福島市行政改革大綱の策定経過等	背景（国の方針・指針等と主な内容）
○昭和 56 年 8 月に行財政見直し本部設置（60 年 9 月に行財政見直し推進本部に改める） ○昭和 60 年 9 月に福島市行政改革懇談会を設置 ○昭和 61 年 4 月に行政改革に関する提言 ○昭和 61 年 6 月「福島市行政改革大綱」策定	「地方公共団体における行政改革の方針」（地方行革大綱）（昭和 60 年 1 月自治省指針） ①首長を本部長とする行革本部の設置 ②各地方公共団体における行革大綱の策定
○平成 7 年 4 月に福島市行政改革推進委員会（1 期）を設置、8 月に行革大綱策定に関する提言 ○平成 7 年 11 月「福島市行政改革大綱」策定	「地方公共団体における行政改革推進のための指針」（平成 6 年 10 月自治省指針） ①新たな行政改革大綱の策定 ②行政改革大綱の進行管理
○平成 9 年 4 月に福島市行政改革推進委員会（2 期）を設置 ○平成 10 年 12 月「福島市行政改革大綱（改訂版）」策定 ○平成 11 年 6 月に福島市行政改革推進委員会（3 期）を設置	「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」（平成 9 年 11 月自治省指針） ①平成 10 年末までの行革大綱見直しの義務付け ②市町村合併に向けた取組みの要請、手続の簡略化、監査機能強化、情報公開 ③定員管理と数値目標の設定と公表 ④財政の健全化
○平成 14 年 7 月に福島市行政改革推進委員会（4 期）を設置 ○平成 14 年 12 月に新大綱フレームに関する提言 ○平成 15 年 3 月「福島市行政改革大綱 2003～市民価値宣言～」策定	「行政改革大綱」（平成 12 年 12 月閣議決定） ①行政の組織・制度の抜本改革 ②地方分権の推進 ③規制改革の推進 ④行政事務の電子化等電子政府の実現 ⑤中央省庁等改革の的確な実施 ⑥既往の閣議決定等の推進 ⑦今後における行政改革の推進体制
○平成 16 年 8 月に福島市行政改革推進委員会（5 期）を設置 ○平成 18 年 3 月「福島市行政改革大綱 2006」「福島市集中改革プラン」策定 ○平成 18 年 11 月に福島市行政改革推進委員会（6 期）を設置 ○平成 20 年 12 月に行政改革に関する提言 ○平成 21 年 5 月に福島市行政改革推進委員会（7 期）を設置	「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（新地方行革推進指針）（平成 17 年 3 月総務省指針） ①行政改革大綱の見直し ②集中改革プランの策定と公表

2. 現状と課題

本市の財政状況は、歳入関係において、その大宗を占める市税が、平成20年度決算で前年比0.6%、2億円余の微増、平成21年度決算では、不景気による個人市民税の減収が見込まれるとともに、平成20年後半以降の世界的な不況の影響を受けた企業の収益悪化により、法人市民税の大幅な減収が見込まれ、平成22年度では、現下の景気動向や雇用情勢等からさらに厳しくなることが予測されています。

また、地方交付税や国庫補助負担金の動向については、今後の国の計画や改革の動きを注視していく必要があります。

歳出関係では、扶助費や国民健康保険事業費などの各特別会計等への繰出金など、経常的経費の増加が見込まれ、財政の硬直化が懸念されます。

さらに、施設の新設、増設や施設の老朽化に伴う維持管理費とともに、市政にとって重要な施策、事業の実現と、分権型社会への移行により多様化し増大する行政需要に対応するための経費も増加することが予測されます。

このように、本市の財政状況は、引き続き厳しいものと予測されますので、これまでも増して、効率的な財政運営が求められます。

また、総合計画基本構想においては、本市が時代の潮流に対応し持続的に発展していくために、今後取り組まなければならない主要な課題として、「定住人口の保持」、「人口減少、人口構成の変化に対応した地域活性化」、「高齢者施策、環境施策など多様化する市民ニーズへの対応」があげられています。

3. 行政改革の必要性について

(1) 社会の大きな変化への対応

平成20年後半以降の、アメリカ発の金融危機に端を発した世界同時不況により雇用環境が急速に悪化するなど、市民生活に深刻な影響が及んでいます。

また、少子化等による人口減少社会の到来と高齢化の進展や経済のグローバル化、地球環境問題を始めとする社会の変化はさらに加速化しています。その一方で、子育てや家族形成への価値観の多様化、地域社会の弱体化などの社会的な変化と、社会保障制度に対する信頼性の低下などがあいまって、社会全体としてのセーフティネットが弱体化しています。

このような中において、行政の効率化に向けた行政改革は今後必要であるとともに、行政は市民のためにあることから、人間尊重と市民のしあわせを追求するという視点がより重要になります。

（２）分権型社会と地方自治の変化への対応

現在、国においては「地域のことは、地域が決める」という地域主権の確立に向けて、政府に設置された「地域主権戦略会議」において、国と地方のあり方を見直す改革が進められ、国と地方、県と市町村の関係が大きく変化しようとしています。

国の地域主権改革を踏まえた改革の動向を見極めつつ、分権型社会を実現し、活力ある地域をつくるためには、市民目線をより一層取り入れて、市民と行政との協働(※3)により行政運営に取り組むことが必要です。

（３）新庁舎完成に合わせた行政能力と市民の利便性の向上

本市は、定員適正化計画により継続的に定数削減に取り組むと同時に、行政機構改革を進めてきましたが、これは同時に、より限られた人材と能力で、さらに高度化、複雑化する課題に対応していく必要があることを意味しています。

新庁舎が平成２３年に東棟が開庁、そして平成２４年度中に西棟が完成予定です。

新庁舎の完成を機会に、職員の一層の意識改革を進めるとともに、行政能力を最大限に発揮し、市民の利便性を向上する改革の取組みを進めることが必要です。

４．行政改革の強化について

行政改革大綱 2006 及び集中改革プランの検証の結果、また、社会経済情勢や地域主権改革の動向、市民ニーズの多様化、新しい総合計画の策定、新庁舎の完成など、本市を取り巻く状況の変化に伴う新たな課題に対応するためにも、行政改革の取組みは、今後さらに強化することが必要です。

第2 行政改革の基本的な考え方

1. 行政改革の進め方

(1) 総合計画と新たな行政改革大綱との関係の明確化

総合計画は、本市のまちづくりに関する最上位の計画で、基本構想、基本計画及び実施計画から構成されています。本市では、平成23年度からの市政運営の指針となる新しい総合計画に向けて、今後の目指すべき将来都市像や施策の方向性などを示す新しい総合計画基本構想を策定しました。

総合計画基本構想においては、効率的な行財政運営の推進として、多様化する行政需要へ対応するため、事務事業の見直し、外部委託の推進、定員・給与の適正化などにより、行政サービスの質を維持しながら、簡素で効率的な行政を実現すると述べています。

本市の行政改革は、この総合計画基本構想の実現に向けて行われるものであり、新たな行政改革大綱はその指針となるものでなければなりません。

(2) 推進期間

新たな行政改革大綱の推進期間は平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までの5年間とします。

2. 行政改革大綱 2006における基本方針「市民価値の最大化」の抜本的な見直し

これまでの本市の行政改革の基本方針である「市民価値の最大化」は、行政サービスによる市民の満足度の向上がどれだけ効率的に行なわれているかについて、具体的な指標を用いて評価し、それを最大化することとされていました。

この考え方は、平成14年12月に福島市行政改革推進委員会からの提言である「福島市新行政改革大綱フレーム～市民価値宣言～」に基づき行政改革大綱 2003において提示され、現行の行政改革大綱 2006まで継承されてきましたが、指標化などの実質的な運用が困難であることが明らかになっていることから、抜本的に見直すべきと考えます。

3. 行政改革の考え方

(1) 行政改革の基本理念について

総合計画基本構想において本市の将来都市像は、「ときめきとやすらぎ 希望にみちた人間尊重のまち 福島市」と定められています。

将来都市像の実現のために、行政改革を推進するにあたっては、市民のしあわせと福祉の向上を最大限に目指しながら地域社会の発展に最適な行政サービスを提供することを目標に、その改善と見直しを繰り返していかなければなりません。

それを実現するためには、市民が満足できる行政サービスをいかに公平かつ適切に提供するかということと、地方自治法で定められている「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」ことをいかに両立させるかが、行政改革にとって重要なこととなります。

また、新しい総合計画基本構想においては、市民との協働を市政執行の基本としています。

そこで、公平性と効率性の最適化を目指して、新たな行政改革を展開するにあたっては、市政執行と同様に、市民と行政との協働により進めていくべきであることから、行政改革の基本理念については、

市民の「しあわせ」のための協働による行政改革

と設定します。

(2) まちづくりの基本的な考え方と行政改革について

総合計画基本構想においては、「市民との協働のまちづくり(※4)」、「地域の個性を生かしたまちづくり」、各地域の均衡ある発展を図ることを基本とし、市域全体の活力あるまちづくりに向けた「土地利用の基本方針」をまちづくりのための基本的な考え方としています。

また、総合計画基本構想の実現に向けて、多様化する行政需要へ対応するため、事務事業の見直し、外部委託の推進、定員・給与の適正化などにより行政サービス(※5)の質を維持しながら、簡素で効率的な行政を実現するとしています。

このことから、本市が置かれた現状を踏まえ、実効性の高い行政改革を推進していくためには、これらの内容を目標としてとらえたうえで、行政改革の基本方針を次のように設定します。

(3) 行政改革の基本方針について

市民の「しあわせ」のための協働による行政改革を基本理念とする行政改革を推進し、将来都市像を実現するために取り組むべき事項の基本方針として、次の4つの項目を設定します。

1. 市民との協働により取り組む行政運営
2. 市民目線に立った行政運営
3. 簡素で効率的な行政運営
4. 健全で効率的な財政運営

第3 行政改革の基本的な取組み事項

1. 市民との協働により取り組む行政運営

【基本的な考え方】

近年、まちづくりに主体的に関わることについての市民意識の高まりが見られる状況を踏まえ、今後は、これまで行政が主に提供してきた行政サービスについても、地域の多様な主体との協働により取り組み、相互の連携・協力の下に質の向上をはかることが重要であると考えます。

【主な取組み事項】

(1) 情報の公開

市民との協働による行政改革を進める上で、行政運営の透明性の確保は、より開かれた行政を目指すための前提条件となるものです。市民への説明責任を十分に果たすとともに、積極的に情報提供するために、インターネットなどの活用も含めて、あらゆる手段や手法を活用して、利用者にとって必要な情報が分かりやすく提供されることが必要です。

(2) 市民との協働の推進

行政サービスを行政が提供して市民が受けるという関係だけではなく、市民と行政が主体となり、互いの役割と責任を認識しながら協働して行政を運営し、まちづくりを推進していくことが必要です。

また、少子高齢化や人口減少に伴う地域社会の動向を踏まえて、地縁型組織も含めた多彩な主体を組み入れ、コミュニティとしての機能強化も図りながら、本市独自の協働方式を構築すべきです。

さらに、地域に関することは、地域が自ら考えて決定する仕組みを構築していくことも重要であり、市民が参画しやすいような仕組みやつながりを構築することも必要です。

(3) 外部委託の推進

社会の大きな変化、地方分権・地方自治の変化に伴い、行政に対する市民ニーズは今後も多様化・高度化することが見込まれます。さらに多岐に渡り複雑化する行政課題のすべてに行政だけで対応していくことは、財政上の要因などからも限界があるものと考えられます。

また、これらの市民ニーズには、質的に行政サービスだけでは必ずしも的確に対応できない状況も生じてくることが予想されます。

このため、民間が担うことがより効果的、効率的な分野や事業については、

民間活力の積極的な活用を図るため、外部委託を進めることが求められます。

なお、外部委託の検討にあたっては、公共サービス基本法(※6)の趣旨も踏まえ、事業の質が確保されるよう、委託先の選定から業務終了まで行政としての責任を全うすることに留意すべきです。

2. 市民目線に立った行政運営

【基本的な考え方】

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、さらに平成19年4月に施行された地方分権改革推進法に基づき地方分権時代が進展する中において、地方自治体には一層の権限と責任が与えられ、従来までの国主導による地域づくりから、自らの判断と責任のもとに、地域の実情に応じた行政運営を実践していくことが求められてきました。

また、地方分権改革推進委員会の最終勧告となる第四次勧告を受け、平成21年11月17日に地域主権(※7)戦略会議が内閣府に設置されました。今後、地方自治体においては、地域主権型社会を確立し、住民の理解と信頼を得るためには、地域の実情に応じた新たな行政改革の推進に努めることが必要となります。

地方分権から地域主権への転換に伴うさらなる権限移譲や社会構造の大きな変化により、地方自治体が取り組まなければならない課題は年々増加するとともに、都市間競争も激しくなっています。

こうした地方分権改革から地域主権改革(※8)への転換を見据え、本市においても、さらに主体的な行政改革の実行に取り組むべきであり、市民目線に立った行政運営を行うことが重要であると考えます。

【主な取り組み事項】

(1) 行政機構の構築と見直し

市民に分かりやすく時代の潮流に適応した行政機構を構築し、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応することが必要です。

そのためには、まず、組織間における連携の強化を図り、縦割り行政の弊害を改善しなければなりません。

そのうえで、政策部門における政策決定の集中化とともに事務事業の執行にあたる事業部門の権限を強化するなど、行政内部における合理的かつ効率的な組織内分権を推進することにより、市民に近いところで新たな市民ニーズや部局横断的な課題に迅速かつ的確に応えられる仕組みをつくることが重要です。

また、本市は広大な市域を有することから、市民の利便性の向上と市民との協働を十分に実現するためには、地域の拠点として支所の位置づけが重要となり、支所の機能強化について検討すべきです。

（２）職員の育成と意識改革

市民の理解と信頼を得ながら、効果的な組織の運営を行うとともに、限られた人的資源を有効に活用し、市民が満足できる行政サービスの提供を実現するには職員の能力開発とともに倫理観の向上と意識改革が必要不可欠です。

職員の行財政改革に対する機運を高めるとともに、職員は、行政はサービス業であり市民に奉仕する組織であることを認識した上で、コスト意識など民間の経営的感覚をもって業務に従事することが重要です。

そのためには、人材育成計画に基づき、目指すべき組織像と職員像、必要とされる能力を明確にした上で、より実質的な研修体系を構築することが求められます。

定員の適正化を図るうえで、職員の育成、管理職の人材育成能力の向上などには、これまで以上に取り組むべきことであり、人事制度における評価方法にも留意しつつ、職員一人ひとりの意欲を引き出し、市民目線の行政運営ができる能力を高めていくことを検討する必要があります。

（３）ＩＴ（※9）の有効活用

市民に利便性の高い行政サービスを提供するため、今後のＩＴ社会における様々な課題に対応し、その特性を有効に活用しながら、情報の共有や事務手続きなどの迅速化を進めることが必要です。

なお、多様なＩＴ環境の導入にあたっては、その有効性と効果について十分に検討するとともに、ＩＴの活用による利便性を十分に受けることができない市民に対しても行政サービス上の不利益が生じることがないように、市民目線で取り組むことが必要です。

3. 簡素で効率的な行政運営

【基本的な考え方】

急速な社会経済環境の変化や、市民ニーズの高度化、多様化などに的確に対応していくためには、市民からの信頼を十分に確保のうえ、理解と協力を得ながら、選択と集中の観点により事務事業全般について継続的に見直しを行うことが重要であると考えます。

【主な取組み事項】

（１）行政評価の導入、活用と事務事業の見直し

市自らが行政改革を推進し事務事業の見直しをするためには、具体的な工程に基づいたPDCAサイクル（※10）を確立する必要があります。特に検証、評価にあたっては、事業実績の確認だけでなく、事業実績から課題や問題点を洗い出し、改善へつなげることが重要です。

そのためには、福島市の実情に適合する行政評価を導入し、受益と負担の適正化、費用対効果等を勘案した見直しを行うとともに、限られた財源や人員を、より重要度の高い施策へ重点的に投入することが必要です。

その結果、全体の費用や人員を拡大させることなく、手続きの簡素化や市民や利用者の立場に立った利便性の向上を図り、ワンストップサービスなどの導入による質の高い行政サービスの提供に努めていくことが求められます。

（２）定員管理・給与の適正化

健全な行政運営とともに経営的な視点から、事務事業の内容に見合った適正な職員配置や、国県及び他都市の状況を踏まえた給与、各種手当の見直しなど、行政内部の努力により人件費の削減を図るとともに、積極的な情報公開に取り組み、市民から理解を得られる人事・給与制度を確立することが必要です。

（３）財務・会計制度の整備と改善

効率的で効果的な行政運営にとっては、PDCAサイクルが効果的に機能する予算・決算制度が必要であり、行政評価を通して、事務事業を見直し、改善を図り、結果として効率的で効果的な行政サービスが提供されるよう工夫すべきです。

４．健全で効率的な財政運営

【基本的な考え方】

行政資源を有効に活用し、安定した行財政運営を行うためには、健全な財政基盤の確立が不可欠であり、事業の必要性と効果の検証を行うとともに適切に見直し、財政の効率化を図ることが重要であると考えます。

【主な取組み事項】

（１）収入・支出の見直し

収入面については、公平な課税と受益者負担の適正化を確保するため、市税や使用料等の賦課徴収の徹底に努めるとともに、都市間競争もますます激しくなることが予測されることから、企業誘致の推進や地場産業の育成、新たな産業を起こすなどにより、地域経済の活性化による新たな自主財源の確保に向けた取組みが必要です。

支出面については、徹底した経費の削減を図り、限られた財源の効果的な活用を努め、行政の無駄をなくす取組みが必要です。

補助金については、その効果を高めるため、制度創設時の社会的背景と現状との比較分析などにより、行政の責任範囲や公的経費負担の是非、目的達成の状況、内容や規模の妥当性、補助の必要性について、合理的に精査することが

重要であると同時に、コスト削減の視点のみではなく、補助の意義や効果などを十分に踏まえて、廃止、統合、補助基準の見直しなどについて検討する必要があります。

（２）出資法人の見直し

市が出資している法人については、その法人に対する出資比率や財政援助の内容に応じて、役職員数の見直しや人事制度の見直し、給与の適正化などの取組みについて、助言、指導及び調査を行いながら自律性を高めることが重要です。

また、その設立目的や存在意義を考慮して、各法人の統廃合などの見直しを検討する必要があります。

第4 行政改革の推進方策と役割

行政改革の推進を図っていくためには、行政、議会、そして市民がそれぞれの役割を再確認し、真摯にその使命の達成を目指すことが重要です。

また、市民との協働のまちづくりを進めるためには、行政改革に対しても、行政、議会、市民が共に考え取り組んでいくことが必要です。

1. 行政の役割

現在のさまざまな行政サービスに関する行政評価を行い、その結果に基づいて改善目標を設定し、事務事業の見直しや行政機構の改革などの対策に取り組むべきです。また、市民との協働の視点で行政改革を推進するため、市民との協働の仕組みを構築することが重要です。

2. 議会との関係

議会は、地方自治制度のうえで、行政サービスが常に市民にとって最適になっているかの監視（モニタリング）と評価を行い、市民にその結果を分かりやすく報告する役割を持っています。

これからの行政運営に関しては、議会に対する十分な説明責任を果たすことがいっそう求められることから、本市の行政改革について理解を得るとともに、議会がこれらの監視や評価を行いやすいよう、情報を積極的に提供することが重要です。

3. 市民との協働による行政改革

市民本位の行政改革を進めるためには、市民目線をより一層取り入れて、市民と行政が協働で取り組むべきであり、そのためには、多様な主体との連携・協働を推進することが重要です。

また、協働の前提として、情報の共有と行政の透明性を確保するとともに、協働のための仕組みを構築することが重要です。

なお、これからの行政改革には市民の理解と協力が不可欠であることから、その改革のもととなる新たな行政改革大綱は、一般の市民が読んで理解できるものでなければなりません。行政改革に関する用語や文章の難しさを改善し、市民と行政の協働が可能になるような理解を生み出すための、言葉の使い方や文章の書き方について、十分に工夫することが必要です。

第5 行政改革の推進体制

1. 全庁的な行政改革の推進

(1) 法令遵守を徹底した行政運営の推進

市政を円滑に運営するとともに行政改革を推進するうえで最も大切なものは市民からの信頼であり、法令遵守を徹底した行政運営が必要です。

(2) 行政経営と行政改革に対応した体制の推進

行政改革を着実に進めるため、庁内の各組織が行政改革の意義と実施の必要性について共通の認識を持ち、全庁的な連携体制により推進を図ることが重要です。

そのためには、経営という視点を行政運営に取り入れながら、行政改革の進行管理を行う組織を強化整備するとともに、市長を本部長とする「福島市行財政見直し本部」を中心に、総合計画との整合性をとりながら全体的な行政改革の方向性や庁内調整を行う体制の強化を図ることが必要です。

2. 外部からの評価と監視

行政改革の推進にあたっては、市の全庁的な体制による努力が重要である一方で、外部からの評価や監視による指摘が重要です。

行政改革の推進状況や実績は、市民の代表として設置されている行政改革推進委員会にこれまでどおり報告し、その意見などを踏まえて改革を着実に推進するとともに、第三者の目から財政状況や行政改革の進行のチェックや専門的な観点からのアドバイスを得ることも重要です。

3. 行政改革大綱の進行管理と進捗状況の公表

本市の行政改革大綱は、総合計画基本構想の実現に向けて、時代の潮流に合わせて行われるべき改革の考え方や取組みの方向性を示すものであり、その具体的な取組みについては、これまでの集中改革プランのような行動計画として、あらためて策定のうえ進行管理を行うことが必要です。

また、行政改革の取組みについては市政だより、市のホームページ等を通じて、その必要性や意義を十分に説明するとともに、行政改革大綱とその行動計画の内容、さらに、その進捗状況を分かりやすい形で公表し、行政改革の姿が市民から十分に見えるようにしなければなりません。

4. 行政改革大綱の見直し

社会経済環境の変化や、さまざまな分野での制度の変更など、近年の地方自治体を取り巻く環境の変化は著しいものがあります。

行政改革大綱については、その行動計画の計画期間終了と合わせて、時代に合ったものとなっているか、成果は十分に上がっているかという視点から検証を行うとともに、計画期間内においても本市の行財政を取り巻く環境の変化や必要に応じて、適切に見直しを行うべきものとします。

おわりに～行政改革の推進に向けて

行政は常に状況に適し、諸政策が総合性を持ちながら効率的で、市民への責任を果たすべきものであり、そのために行政改革は不断に行われなければなりません。

新しい総合計画基本構想では、本市の将来都市像を「ときめきとやすらぎ 希望にみちた人間尊重のまち 福島市」と定めています。

将来都市像の都市とは、「みやこ（政治的機能）」であり「いち（物、情報、人が集まる所）」であり、そこで生活する市民の福祉向上に努めるのが行政です。都市は、その住、職、楽しみの三つの機能を備えており、それらのおののについて選択の可能性が大きければ大きいほど、都市は、より住みやすく、より働きやすく、より楽しみやすいものになるといえます。都市の素質なりその発展の可能性は、これらの三つの機能のおののがバラエティに富んでいるかどうかにかかっているといってもよいでしょう。

福島市の行政改革は、新しい福島市の将来都市像の実現を目指し、市民一人ひとりが、住みやすさ、働きやすさ、楽しみやすさを享受できる選択の可能性を大きくするために推進しなければなりません。

本提言は、こうしたことを踏まえ、市民の「しあわせ」のための協働による行政改革の理念をもとにまとめたものです。

この提言の趣旨を十分に尊重し、新たな視点による今後の行政改革の基本的な方針を定め、市民のために、市民と行政の協働による行政改革に努められることを期待します。

用語の説明

用 語		説 明
※1	福島市行財政見直し本部	福島市では、社会経済情勢の変化に対応し、住民の多様なニーズに即応可能な簡素で効率的な行政の実現を図り、本市の活力の向上と健全な財政運営に資することを目的とし、行財政全般についての見直しを行うために昭和 56 年 8 月に設置した。
※2	経済のグローバル化	労働力、資本、技術などの国際的移動が活発になり、さまざまな経済活動が地球規模に拡大していくこと。
※3	協働	「協働」とは、市民と行政が、よりよいまちづくりのために、対等な立場で、協力して取り組むこと。ここでいう市民とは、地縁型組織（町内会、自治振興協議会、子ども会、婦人会、老人クラブなど）、テーマ型組織（ボランティア・市民活動団体、NPO、NPO 法人など）、個人としての市民、経済・産業団体等（商工会議所、商工会、商店会、農業協同組合、企業など）、大学等教育機関（大学、短期大学、専修学校、高等学校など）を含む。
※4	市民との協働のまちづくり	福島市では、「福島市総合計画基本構想」において、市民との協働を市政執行の基本とし、まちづくりのための基本的な考え方としている。
※5	行政サービス	公共サービスのうち行政が主体となって提供するサービスをいう。
※6	公共サービス基本法	公共サービスとは、国民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすもの（公共サービス基本法 第 2 条）であり、国民生活の基盤となることから、その基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共サービスに関する施策の基本となる事項を定めることにより、関係する施策を推進し、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成 21 年 5 月 13 日に成立、同年 7 月 1 日施行された。地方公共団体は、公共サービスの実施等に関し、国との適切な役割分担を踏まえつつ、その地方公共団体の実情に応じた施策を策定及び実施するとともに、地方公共団体に係る公共サービスを実施する責務を有する。（同法第 5 条）
※7	地域主権	国の権限や財源を精査し、地方への大胆な移譲を進めるなど、国と地方の関係を抜本的に転換し、地域に住む住民が自らの暮らす町や村の未来に、自ら責任を持ち、住民による行政を実現するという住民主体の新しい発想で、鳩山内閣の基本方針として表明され、平成 21 年 9 月 16 日閣議決定した。
※8	地域主権改革	日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革。 地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指して、国が地方に優越する上下の関係から対等なパートナーシップの関係へと転換するとともに、明治以来の中央集権体質から脱却し、国の在り方を大きく転換する。地域主権改革に関する施策を検討していくため平成 21 年 11 月 17 日の閣議決定により内閣府に地域主権戦略会議を設置、平成 22 年 6 月 22 日に地域主権改革大綱を閣議決定した。
※9	I T	「情報通信技術（ <u>I</u> nformation <u>T</u> echnology）」のことで、コンピューターやデータ通信に関する技術の総称。コンピューターやインターネットを中心とするネットワークを活用し、業務や生活に役立てるための技術を指すことが多い。現在は、国際的な用例やインターネット等の情報コミュニケーション技術の進展等によって、コミュニケーション（Communication）を加えた、「Information And Communication Technology」（ICT）」が用例として一般化しつつある。
※10	P D C A サイクル	立案・計画（ <u>P</u> lan）、実施（ <u>D</u> o）、検証・評価（ <u>C</u> heck）、改善・見直し（ <u>A</u> ction）を一貫して実施することにより、事務事業の維持・向上及び改善活動を推進するマネジメント手法の一つ。

福島市行政改革推進委員会（第 7 期）の経過

開催経過		主な議題等	備考
平成 21 年度	第 1 回 (21. 5. 22)	1) 行政改革推進体制について 2) これまでの行政改革の取組みについて 3) 今期 (21 年度から 22 年度) の課題について 4) 今後のスケジュールについて	委嘱状交付
	第 2 回 (21. 7. 17)	1) 福島市行政改革大綱と福島市集中改革プランについて 2) 今後のスケジュールについて	
	第 3 回 (21. 8. 19)	1) 福島市行政改革大綱と福島市集中改革プランについて	
	第 4 回 (21. 10. 6)	1) 新福島市総合計画基本構想(素案)について 2) 行政改革大綱 2006 と集中改革プランについて	
	第 5 回 (21. 11. 10)	1) 職員の意識改革について ～ふくしまヒューマンプラン「人材育成計画」について 2) 新行政改革大綱のイメージについて	
	第 6 回 (22. 1. 18)	1) 新福島市行政改革大綱に関する意見等について 2) 福島市集中改革プランに関する検証について	
	第 7 回 (22. 2. 10)	1) 福島市集中改革プランに関する検証について	
平成 22 年度	第 1 回 (22. 4. 27)	1) 新しい福島市行政改革大綱に関する提言（素案）について 2) 今後の委員会の進め方について	
	第 2 回 (22. 5. 18)	1) 福島市集中改革プランについて 2) 新しい福島市行政改革大綱に関する提言（素案）について	
	第 3 回 (22. 7. 6)	1) 地域主権戦略大綱について 2) 新しい福島市行政改革大綱に関する提言（素案）について	
	第 4 回 (22. 8. 3)	1) 新しい福島市行政改革大綱に関する提言（案）について	
	平成 22 年 8 月 26 日 市長に提言を提出		